

大阪府告示第623号

令和元年大阪府告示第1140号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までの間に到来するもの（大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第18条第1項第3号及び第4号の規定により課する法人の府民税、同項第5号の規定により課する利子割、同項第6号の規定により課する配当割、同項第7号の規定により課する株式等譲渡所得割、同条例第38条第1項の規定により課する法人の事業税、同条例第41条の16の規定により課する地方消費税並びに同条例第43条及び大阪府税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪府条例第67号）附則第21項の規定により課する府たばこ税に係るものを除く。）について、同月30日とする。

令和2年4月14日

大阪府知事 吉村 洋文